

区分	要件	
補助金①	<p>○企業立地推進補助金 【新設】 土地を除く固定資産投資額が5,000万円以上 【増設・移設・建替え】 土地を除く固定資産投資額が3,000万円以上 【対象業種】</p> <p>①奈良県未来投資促進基本計画において選定された地域の特性を活用した分野に係る産業のうち下記の業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分類E製造業（中分類17石油製品・石炭製品製造業を除く） ・大分類G情報通信業のうち、中分類39情報サービス業、40インターネット付随サービス業、41映像・音声・文字情報制作業 ・大分類H運輸業、郵便業のうち、中分類44道路貨物運送業、小分類番号484こん包業 ・大分類L学術研究、専門・技術サービス業のうち、中分類71学術・開発研究機関 ・コールセンター、バックオフィス <p>②その他企業立地を推進する業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分類I卸売業、小売業 ・大分類M宿泊業、飲食サービス業のうち、小分類番号751旅館、ホテル（ラブホテルを除く） ・大分類O教育、学習支援業のうち、小分類番号812小学校、813中学校、義務教育学校、814高等学校、中等教育学校、815特別支援学校、816高等教育機関、817専修学校、各種学校 ・大分類P医療・福祉のうち、小分類番号831病院 	<p>【事業所設置補助金】 (対象業種①のみ) ・土地を除く固定資産投資額の5%を補助 (限度額：1,500万円)</p> <p>【雇用促進補助金】 (対象業種①及び②) ・市内新規常用雇用者及び転入常用雇用者 1人につき50万円 (限度額：2,500万円)</p> <p>【操業支援補助金】 ・操業開始後、最初に固定資産税が賦課される年度から3年度の間における固定資産税相当額を100%補助 (限度額：3年間の合計額が1,000万円)</p>

区分	要件	支援内容
補助金②	<p>○設備投資促進補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新事業活動のための設備の取得または更新を行う中小企業者が市内の事業所に設備投資を行う場合で、次の(1)～(4)の全てに該当するもの (1) 市内で現に事業活動を1年以上行っていること (2) 市税に滞納がないこと (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業を営むものでないこと (4) 香芝市暴力団排除条例(平成23年条例第14号)第2条に規定する暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・1台500万円以上の償却資産に対し、取得価額の1/10の額以内(限度額:150万円)(中古品・リース契約は対象外、市内の事業所に設置するものに限る)
補助金③	<p>○環境配慮型企業定着促進補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で現に製造業を営む中小企業者で次の要件のいずれにも該当するものが、市内の事業所において、市が定める環境基準以下に「騒音・振動・悪臭」を低減するための設備の導入または改修、建物の改修を行う事業でその総額が50万円を超えるもの(要件) ①市内で1年以上事業を営むもの ②市税を滞納していないこと ③香芝市暴力団排除条例(平成23年条例第14号)第2条に規定する暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備費、工事費、調査費の総額の1/4の額以内(限度額:150万円)
制度融資	<p>○中小企業資金融資制度</p> <p>【運転資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き1年以上市内に住所(法人にあっては事業所の本店)を有し、かつ同一事業を1年以上継続して経営している中小企業者 <p>【設備資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに該当し、市内に設備投資を行うもの ①引き続き1年以上市内に住所(法人にあっては事業所の本店)を有し、かつ同一事業を1年以上継続して経営している中小企業者 <p>※ただし①にあっては、市外事業所への設備投資も可だが、設備資金のみ利用可(特例設備資金は利用不可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ②市内において継続して1年以上同一事業を営んでいる中小企業者 ③市外において引き続き3年以上同一事業を営んでおり、新たに市内に事業所を設置する計画を有している中小企業者 <p>【創業支援資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これから新たに事業を営む者、または創業後1年未満の中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの ①市内に住所を有しているもの ②市内に事業所を有しているもの ③市内において新たに事業所を営む計画を有しているもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付利率(所定の固定利率)の年利0.9%を市が補助 ○信用保証料の7割を市が補助 <p><融資限度額・融資期間></p> <p>【運転資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・500万円、5年以内 <p>【設備資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,000万円、7年以内(うち据置6か月以内) <p>【特例設備資金】</p> <p>(設備資金の融資額が1,000万円を超えるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3,000万円、10年以内(うち据置6か月以内) <p>【創業支援資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,000万円、7年以内(うち据置6か月以内)